

ふるさと納税

返礼品提供事業者募集中！

ふるさと納税（寄付金）事業における、寄付者への返礼品提供にご協力いただける事業者様を募集しています。

ふるさと納税ポータルサイトに商品等が掲載されることで、商品のPRや販路拡大に繋がるなど、事業者様にもメリットがある取組みとなります。この機会に是非ご検討ください。

ふるさと納税ってなに？

ふるさと納税とは、生まれ故郷や応援したい自治体に寄付ができる制度です。

多くの自治体で寄付者に対して、感謝の意を込めた返礼品を贈っています。

※羽村市民からの寄付に対して、返礼品は提供できません。

どんな商品が返礼品になるの？

総務省が定める地場産品基準（羽村市内で生産、製造、加工されたものなど）に該当していれば、食品や雑貨などの商品やサービスの提供などが返礼品となります。

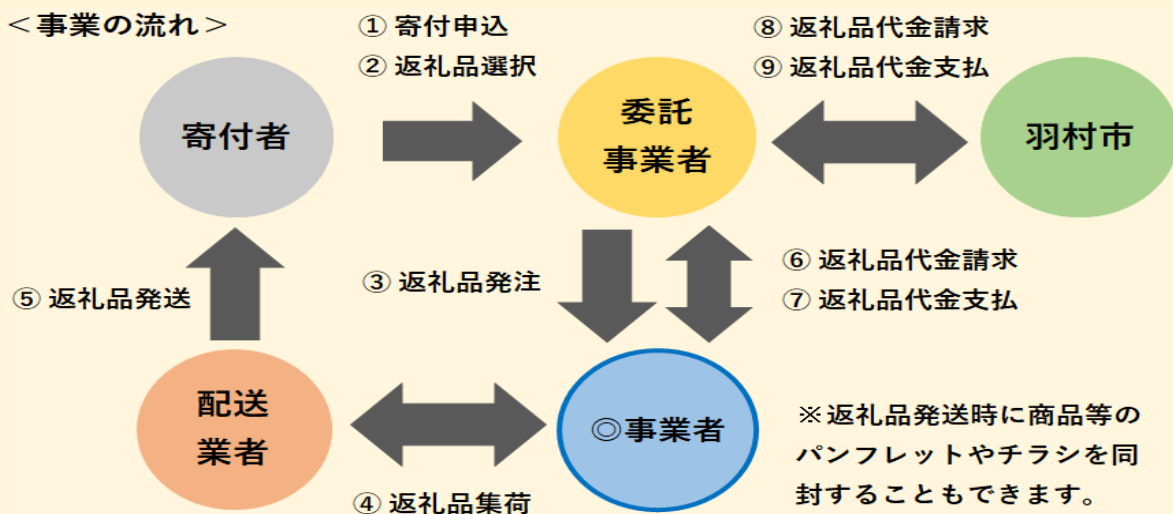
※総務省の基準を満たしていても、羽村市の審査などにより返礼品として選定されない場合があります。

お金と手間はかからないの？

返礼品代金と送料は、羽村市が負担します（負担額には上限があります）。

また、ふるさと納税ポータルサイト（ふるさとチョイスなど）への掲載などは委託事業者が行うため、事業者様の負担は商品の準備や梱包作業のみです。

< 事業の流れ >



【事業のお申込・お問合せ先】株式会社サイネックス ふるさと納税受付センター（羽村市委託事業者）

電話：0598-25-6705 メール：tokusan@scinex.jp

【担当】羽村市産業環境部産業振興課 042-555-1111（内線667）

羽村市ふるさと納税（寄付金）返礼品提供事業者募集要領

1 目的

ふるさと納税（寄付金）を通じて、羽村市の魅力の発信、知名度の向上、地場産業の振興に繋げていくとともに、新たな財源の確保を図るため、羽村市外在住者からの寄付に対する返礼品として提供する商品などの提供事業者（以下「返礼品提供事業者」）を募集する。

2 返礼品提供事業者の要件

返礼品提供事業者は、羽村市ふるさと納税（寄付金）返礼品提供事業者及び返礼品選定基準（以下「選定基準」）に該当する事業者であること。

3 返礼品の要件

返礼品は、選定基準に該当する商品などであること。

4 返礼品の提供価格、寄付金額及び代金の羽村市負担額

- (1) 返礼品の羽村市への提供価格（以下「提供価格」）は、1,500 円以上とする。なお、返礼品の梱包代及び消費税は提供価格に含むものとし、返礼品の送料は提供価格に含まないものとする。
- (2) 提供された返礼品の贈呈対象となる寄付金額は、総務大臣による指定の基準の範囲内で羽村市が決定する。
- (3) 返礼品の代金（提供価格）及び送料については、羽村市が負担する。

5 申込方法

本事業への申込を希望する事業者は、委託事業者（「株式会社サイネックス」）へ問い合わせし、事業概要等の説明及び資料の送付を受けた後、応募書類及びデータを委託事業者へ提出する。

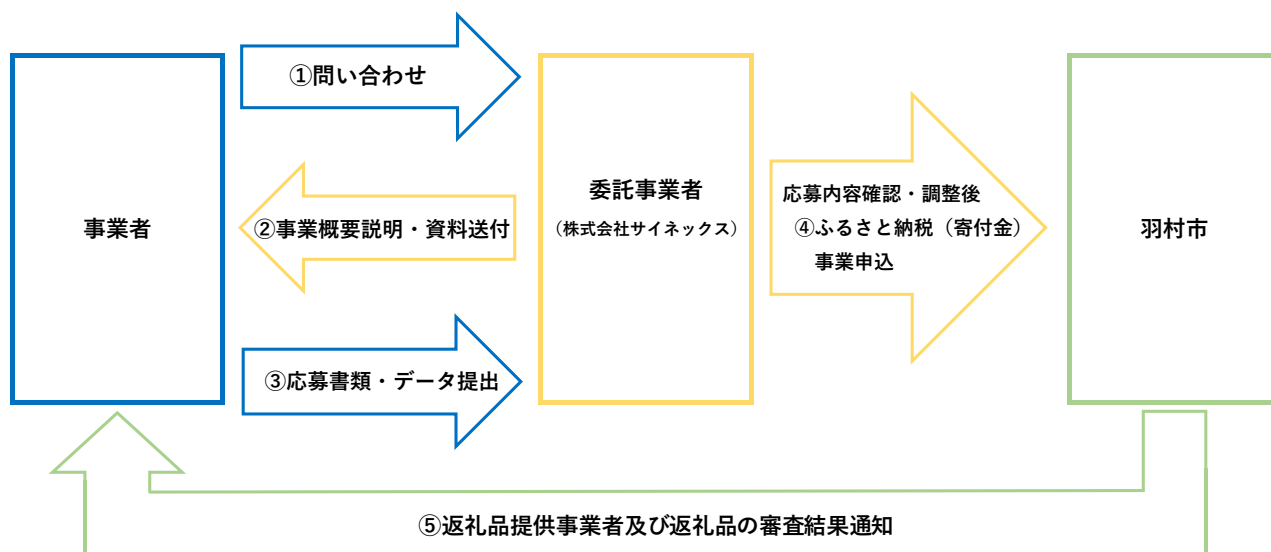
<問い合わせ先・応募書類・データ提出先>

■ 株式会社サイネックス ふるさと納税受付センター

電話：0598-25-6705 FAX：0598-26-1100 メール：tokusan@scinex.jp

受付時間：8 時 45 分から 17 時 45 分まで（土日祝日を除く）

< 申込の流れ >



②～③の過程で、委託事業者と返礼品の適否、商品の企画、手続きなどについて調整していただきます。

6 募集期間

返礼品提供事業者は令和2年8月17日（月）から随時募集する。ただし、事業開始当初（令和2年11月開始予定）からふるさと納税ポータルサイトに掲載する返礼品は、令和2年9月10日（木）までに委託事業者が受付（応募の意思確認）をしたものに限る。

7 審査方法、審査結果

返礼品提供事業者及び返礼品の決定については、羽村市において審査を行い、事業者へ通知する。

8 その他

- (1) 返礼品提供事業者は、返礼品の提供にあたり委託事業者との間で商品売買に係る契約を締結する。
- (2) 返礼品提供事業者は、返礼品の品質等に関する苦情等があった場合、真摯な対応と解決に努めることとし、対応状況等について羽村市へ速やかに報告すること。また、補償等に関して市は一切の責任を負わない。
- (3) 審査の結果、返礼品提供事業者及び返礼品として決定された場合、返礼品提供事業者から申し出を行わない限りは、継続して商品等を返礼品として提供すること。なお、応募要件や地場産品基準等を満たしていないことが判明した場合などは、返礼品提供事業者及び返礼品としての決定を取り消す場合がある。
- (4) 個人情報の取り扱いについては、羽村市市個人情報保護条例（平成15年7月1日条例第22号）及び関係法令を遵守すること。

【問い合わせ】 羽村市産業環境部産業振興課 電話：042-555-1111（内線 667）

羽村市ふるさと納税（寄付金）返礼品提供事業者及び返礼品選定基準

（返礼品提供事業者の選定基準）

- 1 返礼品提供事業者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。
 - (1) 羽村市商工会、羽村市商業協同組合、羽村市農業団体協議会、羽村市観光協会のいずれかに加盟している市内に事業所を有する事業者であること。
 - (2) 登録時において、既に納期の到来している市税の滞納がないこと。
 - (3) 各種法令に沿って生産、製造、加工された商品やサービスの提供等を行っていること。
 - (4) 羽村市暴力団排除条例（平成 24 年 3 月 30 日条例第 11 号）に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団関係者でないこと。
 - (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する風俗営業とされる業種でないこと。
 - (6) 返礼品の発注や連絡のための手段として、電子メールまたはファクシミリを使用できる環境を有していること。
 - (7) 羽村市競争入札参加資格者指名停止措置基準に基づく指名停止を受けている事業者でないこと。

（返礼品の選定基準）

- 2 返礼品は、次の各号のいずれにも該当するものとする。
 - (1) 市の魅力発信、知名度向上や地場産業の振興に繋がるものであること。
 - (2) 総務省が定める地場産品基準のいずれかに該当するものであること。
 - (3) 返礼品が食品の場合、食品衛生に関する法令等を遵守しているものであること。
 - (4) 返礼品がサービスの提供の場合、寄付者に当該サービスの提供が受けられることが分かるサービス利用券等を発行し、返礼品の送付後 1 年程度の有効期限が設けられたものであること。
 - (5) 品質及び数量について、年間を通して安定供給が見込めるもの。ただし、あらかじめ期間や数量などの条件を設けて供給する場合は、その条件内において安定供給が見込めるものであること。
 - (6) 返礼品は、配送に十分耐えられるものとし、飲食物の場合においては、返礼品の到着の際に一定期間の賞味期限が保証されているものであること。
 - (7) 金銭類似性が高いなど、ふるさと納税制度の趣旨に反するものでないこと。
 - (8) 公序良俗に反するものでないこと。

【参考】地場産品基準（平成 31 年総務省告示抜粋）

地方団体が提供する返礼品等が、次の各号のいずれかに該当するものであること。

- 一 当該地方団体の区域内において生産されたものであること。
- 二 当該地方団体の区域内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたものであること。
- 三 当該地方団体の区域内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。
- 四 返礼品等を提供する市区町村の区域内において生産されたものであって、近隣の他の市区町村の区域内において生産されたものと混在したもの（流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。）であること。
- 五 地方団体の広報の目的で生産された当該地方団体のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から当該地方団体の独自の返礼品等であることが明白なものであること。
- 六 前各号に該当する返礼品等と当該返礼品等との間に関連性のあるものとを合わせて提供するものであって、当該返礼品等が主要な部分を占めるものであること。
- 七 当該地方団体の区域内において提供される役務その他これに準ずるものであって、当該役務の主要な部分が当該地方団体に相当程度関連性のあるものであること。
- 七の二 当該地方団体の区域内において地域のエネルギー源により発電された電気であること。
- 八 次のいずれかに該当する返礼品等であること。
 - イ 市区町村が近隣の他の市区町村と共同でこれらの市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを共通の返礼品等とするもの
 - ロ 都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村と連携し、当該連携する市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを当該都道府県及び当該市区町村の共通の返礼品等とするもの
 - ハ 都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村において地域資源として相当程度認識されている物品及び当該市区町村を認定し、当該物品を当該市区町村がそれぞれ返礼品等とするもの
- 九 震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により甚大な被害を受けたことにより、その被害を受ける前に提供していた前各号のいずれかに該当する返礼品等を提供することができなくなった場合において、当該返礼品等を代替するものとして提供するものであること。